

<p>○ 漁船保険付保義務の消滅 【告示】</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>水産課</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県告示第三百十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、令和四年岡山県告示第二百四十九号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和八年五月十九日限り、消滅した。

令和八年六月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 胸上加入区

玉野加入区

大島美の浜加入区